

常翔啓光学園校友会 啓聖会 会則

第1章 総則

- 第 1 条 本会は常翔啓光学園校友会啓聖会と称する。
- 第 2 条 本会は事務局を常翔啓光学園高等学校内に置く。
- 第 3 条 本会は、会員相互の親睦と団結を図り、母校と学校法人常翔学園の発展並びにその教育事業の援助を目的とする。
- 第 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 5 条 本会は第 3 条の目的のために下記の事業を行う。
- (1) 会報の発行およびホームページ(以下「HP」と表す)の開設
 - (2) 親睦会の開催
 - (3) 母校の教育事業の後援と各クラブ OB 会支援
 - (4) その他役員会が適当と認める事業
- 第 6 条 本会の事業費及び諸経費は、学園教育振興会の援助金、寄付金及びその他の収入によってこれをまかなう。

第2章 会 員

- 第 7 条 本会は下記の者をもって組織する。
- (1) 正 会 員 啓光学園高等学校及び常翔啓光学園高等学校の卒業生
 - (2) 特別会員 啓光学園中学校,高等学校の旧教職員及び常翔啓光学園中学校,高等学校の現,旧教職員

- (3) 中学会員 啓光学園中学校及び常判啓光学園中学校の卒業生で啓光学園高等学校及び常期啓光学園高等学校へ進学しなかった者、但し入会金一万円を支払った者は正会員として扱う

第 8 条 前条の会員から書面による退会申出があった場合、本会を退会することができる。

- 2 前条の会員が本会及び母校に対して著しい業務の妨害及び名誉を傷つけた場合、役員会の決議により本会を退会させることが出来る。この場合、該当する会員は役員会に出席し意見を述べる事が出来る。

第3章 役員

第 9 条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名以上
- (3) 会 計 2名
- (4) 委 員 若干名
- (5) 会計監査 2名

- 2 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第 10 条 役員を選任方法は下記のとおりとする。

- (1) 会長は正会員の中から立候補者を募り、総会の決議により選任する。但し、会長に立候補する者は直近二期以上本会の役員を務めることを要する。
- (2) 副会長、会計、委員は会長が任命する。
- (3) 会計監査は会長が指名し、総会の承認を得ることとする。
- (4) 顧問及び相談役は必要に応じ会長が任命する。

第 11 条 第 9 条第 1 項 1 号から 5 号の役員任期は就任後 3 年以内の定時総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 会長は顧問及び相談役をいつでも解任することができる。

第12条 役員の会務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はこれを代行する。
- (3) 会長が長期にわたり会務を執行できない場合、役員会の決議により会長代行を1名選任することができる。この場合、会長代行は本会を代表し会務を総括する。
- (4) 会計は役員会と共に決算報告、次年度の予算を作成し、委員は各事業の企画・運営等を行う。
- (5) 会計監査は提出された決算報告の監査を行い、決算報告につき役員会に説明を求める権限を有し、総会に監査の結果を報告する。
- (6) 顧問及び相談役は会長の求めに応じ、役員会、総会で意見を述べる事が出来る。

第4章 会議

第13条 会議は総会、役員会とし、会長がこれを招集する。

第14条 総会は、本会における最高の議決機関であり、正会員は総会に出席し、議案を提議すること、議案を審議すること及び決議に参画する権利を有する。

第15条 総会の議長は会長が務め、議事録署名人については、総会の都度議長が指名する。

- 2 議長は総会において議事の進行を著しく妨げた者、品位を欠く行動をした者に対し、これを制止し、指示に従わない場合、総会からの退場を命じることが出来る。

第 16 条 定時総会は、会計年度終了後 4 ヶ月以内に開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。ただし、役員会が総会を開催することが極めて困難と判断した場合には、役員会をもってこれに代えることができる。この場合、速やかにその結果を適切な方法で会員に通達しなければならない。

第 17 条 定時総会では、主として事業報告、決算報告、事業計画、予算承認、役員改選、会則改定、その他の議案を審議する。

第 18 条 総会での議案の決議については、議長を除く出席正会員の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合には議長の裁決をもって議決する。

第 19 条 役員会は第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号の役員で構成し、総会への事業報告、決算報告を作成し、総会で承認された事業計画及び予算の執行を行う。

- 2 本会の目的遂行のため、役員会は必要に応じ費用を支出する権限を有する。この場合、後日、総会にこれを報告し、承認を得ることを要する。
- 3 役員会の決議は出席役員の過半数をもって決する。
- 4 役員会は機動的な意思決定のため、構成役員全員が参加できる方法により議事を進行し決議することが出来る。

第5章 広報・支援等

第 20 条 本会の会報は 1 会計年度内で 1 回以上発行することとする。また、役員会が必要と認めた場合には臨時的に印刷物による会報等を発行することが出来る。

第 21 条 本会は母校及び学校法人常判学園の動向や事業などの開催及びその結果など、本会からの情報を発信するためインターネット上に HP を開設する。

第 22 条 本会は会員相互の交流を深めるため、クラス会、同期会、各クラブ OB 会(以下「各会」という)の開催を促進し、各会の運営を援助し、各会の開催を支援する。

第 23 条 本会は各会に対し、各会の運営のための費用(以下「運営費用」という)を支給する。運営費用の額は年 3 万円を上限とし、領収書の提出に基づき実費を各会の代表者へ支払う。

第 24 条 本会は下記の要項に基づき各会開催時に支援金として金 2 万円を交付する。

- (1) 支援金の対象となる会を開催する者は開催前に役員会へ通知し、会報や HP に予定と結果を掲載すること。
- (2) 出席者数が 10 名以上であること。
- (3) 支援金の交付は 1 会計年度につき 1 回とする。

第 25 条 本会は前 2 条のほか卒業生の懇親会等の活動を支援する。ただし、支援の方法については役員会で決定する。

第 26 条 本会は母校のクラブ活動を支援するため、在校生支援金を支給することが出来る。この場合、各クラブ OB 会は事前に役員会へ在校生支援金の支給を要請し、役員会で承認を得ることを要する。
また、在校生支援金の支給を受けたクラブ OB 会代表は在校生支援金の使途を総会へ報告する。

第 27 条 本会則の施行細則の制定及び改正は役員会が行い、制定及び改定を行った場合は適宜の方法により会員に周知させることを要する。

制定 1963年 4月 1日
改正 1982年 11月 3日
1990年 10月 28日
2009年 6月 13日
2012年 3月 15日
2015年 8月 30日
2017年 4月 2日
2023年 6月 8日